

登録コード	J6040200	開講年度	2026				
授業科目	契約法					担当教員	弘中 章
英文授業名	Contract Law					副担当	
単位数	2	講義期間	後期	曜日・時限	月曜・3時限		対象学年
講義室	経法第2講義室			授業区分	講義	遠隔授業科目	
信大コンピテンシー非該当							
(1)授業の達成目標				授業で得られる「学位授与の方針」		【授業の達成目標】	
				経法23加（2026改）・応用経済，経法23加・応用経済			
				専門知識を応用・実践する力として，計量的分析手法によるデータ解析を用いたリスクの定量的評価，実験経済学による社会制度の機能の検証，医療や福祉の現場における社会調査の手法を実践した地域の問題発掘，法の経済分析を通じた法制度の効果・影響の検証，などのスキルを習得し，経済の実情に即した政策提言，あるいは企業行動の決定を行うことができる能力を身につける。		・制度に関するデータ分析の前提となる契約法（特に典型契約）の考え方を身につける。	
				環境問題，少子高齢化，自然・経済リスクの管理，コーポレート・ガバナンス等の法制度がかかわる問題などについて，現実に関解決を探る際には，法学，さらには，理学・工学・医学等の関連領域との協力が必要となる。このために，関連する分野の考え方を正しく理解して経済学的分析手法との相違を把握し，経済学の知見を，柔軟にまた建設的に応用できる能力を身につける。		・制度に関するデータ分析の前提となる契約法（特に典型契約）の考え方を身につける。	
				経法23加（2026改）・総合法律，経法23加・総合法律，経法20加・総合法律			
				法学の専門領域の基礎能力として，リーガルマインドを備え，現代社会の諸問題を法的に解決していく上で必要な法学体系の基礎専門知識を身につける。		リーガルマインドを備え，現代社会の諸問題を法的に解決していく上で必要な契約法（特に典型契約）に関する基礎的な法概念や理論，判例について説明することができるようになる。より具体的には，民法の定める典型契約に基づく当事者の権利や義務の内容について説明できるようになる，典型契約に関する重要な条文を具体的場面に適用できるようになる，典型契約に関する解釈問題をめぐる判例，学説の状況を理解できるようになる，具体的な事案について契約法上の問題を指摘することができる，その問題に対して，法的思考に基づく妥当な解決を導くことができるようになる。	
(2)授業で学べる「テーマ」	多文化協働、キャリア						
(3)全学横断特別教育プログラム	ローカル・イノベーター養成コース						
(4)授業の概要	本講義では、日本民法典・第3編債権のうち「第2章 契約」中の「第2節～第14節」に掲げられた典型契約をとりあげます。「契約」とは債権の発生原因の一つですが、契約の典型的な類型（タイプ）について民法典がどのような規律を設けているのか、その条文をめぐってどのような解釈上の問題が存在するのか、解釈問題についてどのような考え方が示されているのか等について説明をします。これらを通じて「契約」という制度を、より具体的に理解していただくことを目指しています。典型契約のうち、財産移転型契約の代表である売買，貸借型契約の代表である賃貸借契約について比較的長く時間をとって説明します。						
(5)授業計画	・ 第1回 イントロダクション 「契約」とは何か、契約をめぐる諸原則、契約の種類について説明します。 ・ 第2回 売買（1） 売買契約の意義・成立（売買とは何か、売買契約の成立要件），売買の予約・手付の制度などについて説明します。 ・ 第3回 売買（2） 売買の効力のうち、売主の義務について説明します。 ・ 第4回 売買（3） 売買の効力のうち、買主の権利・義務について説明します。 ・ 第5回 賃貸借（1） 賃貸借契約の意義・成立、賃貸人の義務、賃借人の義務などについて説明します。 ・ 第6回 賃貸借（2） 賃貸借契約の終了をめぐる諸問題について説明します。 ・ 第7回 賃貸借（3） 「賃貸借契約と第三者」をテーマとして説明します。 ・ 第8回 賃貸借（4） 民法の特別法である借地借家法について説明します。 ・ 第9回 請負（1） 請負契約の意義・成立、請負人の義務・責任、注文者の義務について説明します。 ・ 第10回 請負（2） 請負をめぐる論点を検討します。 ・ 第11回 贈与、使用貸借、消費貸借 財産移転型契約の一類型である贈与契約，貸借型契約の一類型である使用貸借，消費貸借契約について説明します。 ・ 第12回 委任、寄託 役務提供型契約の一類型である委任契約，寄託契約について説明します。 ・ 第13回 その他の典型契約（組合，和解） その他の契約のうち組合契約，和解契約をとりあげます。						

(5)授業計画	・第14回 予備・調整の回 ・第15回 まとめ・振り返り この授業で学んだ典型契約を振り返りつつ，類型論の意義を考えます。 授業アンケート ・期末試験
(6)成績評価の方法	・より高度な法学的思考力の前提となる「基礎的な知識」「基本的な考え方」が身についているかどうかを，小テスト又はレポート，期末試験を通じて評価します。点数配分については以下のとおり。 小テスト（授業内容を確認する正誤問題・簡単な記述問題等を出題）又はレポート 30% 期末試験（論述問題を出題予定）70% *小テスト又はレポート課題は合計3回課します。それらの実施時期は，おおよそ 「売買」の履修が終わった頃， 「賃貸借」の履修が終わった頃， 「請負」の履修が終わった頃を予定。
(7)成績評価の基準	・期末試験に関しては，事例問題や説明問題において何が契約法上の問題であるかを指摘した上で，その問題を解決するための法律構成，要件及び効果等について，一定程度の理解が示されていれば「水準」にあり（可），正確な理解が示されていれば「やや上」にある（良），問題解決のための法律構成等を述べるにあたり関連する規定の趣旨やその意義も含めて考察し，これらに設問の事実関係を適切に当てはめるなど深い考察がなされていれば「かなり上」にあり（優），さらに論述が綿密になされていれば「卓越」している（秀）。
(8)事前事後学習の内容	【事前学習】レジュメ又はパワーポイントスライド資料を事前配信するので，授業の前に読むようにしておいてください。また，初回に案内する教科書の一つを購入した受講生については該当箇所を読むようにしてください。 【事後学習】授業内容をもとに3回の小テスト又はレポートを課すので，小テスト等に備えて授業資料や自分で購入した教科書をよく復習しておいてください。
(9)履修上の注意	法律の学習では条文が大切です。本科目でも，各回で典型契約に関する民法の条文を見ていくため，授業には六法を持参するようにしてください。 民法総則・物権法，契約法 で学んだことをさらに深めていく科目ですので，それらの授業を履修しておくことが強く期待されます。 量が多いため履修計画が遅れる可能性があります，第14回に予備日を設けており，そこで調整をしたいと思います。また小テスト又はレポートの実施時期は授業の進行を見ながら最終決定します。
(10)質問，相談への対応	毎回の授業終了後に対応しますので適宜お声がけください。
【教科書】	レジュメ又はパワーポイントスライドを配信する予定であるため，特に指定しませんが，初回にいくつかの文献を紹介するので，定評のある教科書のうちの一冊を購入し，通読することを強く推奨します。 なお，【参考書】記載の書籍掲載の判例をできるだけ取り上げる予定ですのでそのつど参照するようにしてください。
【参考書】	・窪田充見・森田宏樹編『別冊ジュリスト 民法判例百選（債権）【第9版】』（有斐閣，2023年）2200円（税別）